令和6年度新潟市指定障がい福祉サービス事業者等集団指導

令和6年度報酬改定の主な内容 (障害者支援施設)

新潟市福祉部障がい福祉課 指定係

令和6年度報酬改定の主な内容のうち、障害者支援施設に係る、特に問い合わせの多い事項や、注意が必要な事項について、障がい福祉課指定係より説明します。

説明の中にある、加算の要件等は、報酬告示や留意事項通知等をわかりやすく 省略したものです。

事業所において、必ず報酬告示、留意事項通知、Q&A等を確認し、すべての要件を満たした上で報酬を算定して下さい。

目次

- 1. 基本報酬の定員区分の見直し
- 2. 地域移行を推進するための評価の拡充
- 3. 通院支援に対する評価の創設

ここでお話するのは、主に3点です。

- 1点目、基本報酬の定員区分の見直し、
- 2点目、地域移行を推進するための評価の拡充、
- 3点目、通院支援に対する評価の創設、です。

1. 基本報酬の定員区分の見直し

1、基本報酬の定員区分の見直しについてです。

1. 基本報酬の定員区分の見直し

利用定員の変更を行いやすくし、施設から地域への移行を推進するため、利用定員ごとの基本報酬を10人ごとに設定する。

R6報酬改定後	改定前
利用定員が40人以下	利用定員が40人以下
利用定員が41人以上50人以下	利用定員が41人以上60人以下
利用定員が51人以上60人以下	
利用定員が61人以上70人以下	利用定員が61人以上80人以下
利用定員が71人以上80人以下	
利用定員が81人以上	利用定員が81人以上

障害者支援施設は、令和6年度の報酬改定により、地域生活への移行を推進するため、運営基準の見直しや報酬の見直し拡充がおこなわれました。

その中で、利用定員の変更を行いやすくし、施設から地域への移行を推進するため、利用定員ごとの基本報酬が10人ごとに変更されました。

表をご覧ください。

改定前は25人ごとの単価設定となっていましたが、改定後は10人単位 の単価設定とされ、入所者の地域生活への移行などがあった際に定員減が 行いやすくなりました。 2. 地域移行を推進するための評価の拡充

2、地域移行を推進するための評価の拡充についてです。

2. 地域移行を推進するための評価の拡充

③ 地域生活への移行を推進するための評価の拡充

- 地域移行に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合の評価の拡充。
 - 【新設】地域移行促進加算(II) 60単位/日
- O 前年度において障害者支援施設から地域へ移行し、6か月以上地域での生活が継続している者が1名以上いる場合かつ入所定員を1名以上減らした実績を評価する加算を創設。
 - 【新設】地域移行支援体制加算 例:利用定員が41人以上50人以下、区分6の場合 9単位/日
- 〇 送迎加算について、障害者支援施設と隣接していない日中活動系の事業所への送迎した場合には、施設入所者を加算の対象とするよう見直し。

令和6年度の報酬改定では、地域生活への移行を推進するための評価に係る加 算の拡充も行われました。

地域移行に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合に算定できる、地域移行促進加算(II)や地域移行の実績を評価する、地域移行支援体制加算が創設されました。また、生活介護等における、送迎加算の取り扱いの見直しも行われています。

【地域移行促進加算(1)】

地域生活支援拠点に位置付けられている事業所であって、従業者のうち、市町村及び拠点関係機関との連携及び調整に従事する者を1以上配置しているものとして、届け出た施設に入所する利用者が、指定地域移行支援の体験的な宿泊支援を利用する場合において、当該施設の従業者が、体験的な宿泊支援に係る指定地域移行支援事業者との連携調整その他の相談援助を行った場合に所定単位数に代え

て、算定する。



まず、地域移行促進加算(|)についてです。

この加算は、地域生活支援拠点に位置付けられている事業所であって、従業者のうち、市町村及び拠点関係機関との連携及び調整に従事する者を1以上配置しているものとして、届け出た施設に入所する利用者が、指定地域移行支援の体験的な宿泊支援を利用する場合において、当該施設の従業者が、体験的な宿泊支援に係る指定地域移行支援事業者との連携調整その他の相談援助を行った場合に所定単位数に代えて、算定されます。地域移行促進加算(I)は、体験宿泊支援加算が見直されたものですが、新たに、従業者のうち市町村及び拠点関係機関との連携及び調整に従事する者を1以上配置し、その旨を届け出るという要件が追加されていますのでご留意ください。

【地域移行促進加算(Ⅱ)】

地域生活支援拠点に位置付けられている事業所であって、従業者のうち、市町村及び拠点関係機関との連携及び調整に従事する者を1以上配置しているものとして、届け出た施設に入所する利用者に対して、宿泊を伴わない地域生活への移行に向けた支援を実施した場合に1月につき3回を限度として所定単位数を算定する。



続いて、地域移行促進加算(Ⅱ)についてです。

この加算は、令和6年度の報酬改定で新設された加算で、宿泊を伴わない地域生活への移行に向けた支援を実施した場合に、1月につき3回を限度として算定されます。これについても、地域生活支援拠点であって、従業者のうち、市町村及び拠点関係機関との連携及び調整に従事する者を1以上配置し、その旨を届け出る必要があります。

【地域移行促進加算(Ⅱ)】留意事項

- (1) 地域生活支援拠点等と連携の上、以下に例示するような地域生活への移行に向けた支援(宿泊を伴わないものに限る。)を、指定障害者支援施設の職員が同行した上で実施した場合に加算するものであること。(留意事項通知) (例)
 - ・共同生活援助事業所や、生活介護等(障害者支援施設と併設しているものは除く) の通所事業所への見学や事業所内での食事の体験
 - ・地域の活動(自治会等の地域様々な主体が開催する催し等)への参加
 - ・現に1人暮らしをしている障害者の生活状況の見学
 - ・買い物や公共交通機関の利用等の地域の暮らしを想定した体験
- (2) 指定障害者支援施設の昼間実施サービスの時間帯に入所者に対して実施したものについても加算の対象とする。(留意事項通知)

地域移行促進加算(Ⅱ)の留意事項です。

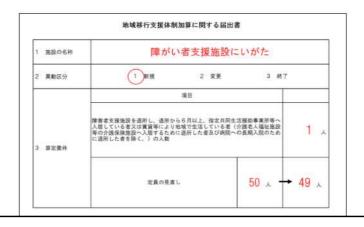
(1)地域生活支援拠点等と連携の上、以下に例示するような地域生活への移行に向けた支援を指定障害者支援施設の職員が同行した上で実施した場合に算するものです。尚、これは宿泊を伴わないものに限ります。対象となる支援の例としては、

グループホームや障害者支援施設と併設されているものを除く生活介護等の通所事業所への見学や、事業所内での食事の体験や自治会等の地域様々な主体が開催する催し等、地域の活動への参加、現に一人暮らしをしている障害者の生活状況の見学、買い物や公共交通機関の利用等の地域の暮らしを想定した体験などがあります。

(2)尚、これらの支援については、指定障害者支援施設の、昼間実施 サービスの時間帯に入所者に対して実施したものについても加算の対象と なります。

【地域移行支援体制加算】

前年度に当該指定障害者支援施設等から退所し、地域生活が6月以上継続している者が1人以上いる指定障害者支援施設等であって、利用定員を減少させたものとして届け出たものについて、1年間を限度として1日につき所定単位数に当該利用定員の減少数を乗じて得た単位数を加算する。



続いて、地域移行支援体制加算についてです。

この加算は、前年度に当該指定障害者支援施設等から退所し、地域生活が6月以上継続している者が1人以上いる指定障害者支援施設等であって、利用定員を減少させたものとして届け出たものについて、1年間を限度として、1日につき所定単位数に当該利用定員の減少数を乗じて得た単位数が加算されます。

【地域移行支援体制加算】留意事項

以下の①及び②の基準を満たした場合に、障害者支援施設を退所し、退所から6月以上、指定共同生活援助事業所等へ入居している者又は賃貸等により地域で生活している者(介護老人福祉施設等の介護保険施設へ入居するために退所した者及び病院への長期入院のために退所した者を除く。以下同じ。)の人数に応じて加算するものであること。(留意事項通知)

- ① 前年度(4月から3月の間のことをいう。以下同じ。)において、障害者支援施設等を退所し、退所から6月以上、地域での生活が継続している者(指定共同生活援助事業所等へ入居している者又は賃貸等により地域で生活している者のことをいう。以下同じ。)がいること。なお、前年度の実績としては、退所から6月以上、地域での生活が継続している者が対象となること。
- ② 前年度における障害者支援施設等の退所から6月以上、地域での生活が継続している者の実績を踏まえて、翌年度から入所定員を、障害者支援施設等を退所し、退所から6月以上、地域での生活が継続している者の人数分減少させていること。

地域移行支援体制加算の留意事項です。

以下の①及び②の基準を満たした場合に、障害者支援施設を退所し、退所から6月以上、指定共同生活援助事業所等へ入居している者、又は賃貸等により地域で生活している者の人数に応じて加算されます。 尚、介護老人福祉施設等の介護保険施設へ入居するために退所した場合や、病院への長期入院のために退所した場合は除きます。

①前年度の4月から3月において、障害者支援施設等を退所し、退所6月以上、地域での生活が継続している者がいること、

尚、前年度の実績としては、退所から6月以上、地域での生活が継続している者が対象となります。 加えて、

②前年度における障害者支援施設等の退所 6 月以上、地域での生活が継続している者の実績を踏まえて、翌年度から入所定員を、障害者支援施設等を退所し、退所 6 月以上、地域での生活が継続している者の人数分減少させていること。

生活介護等における送迎加算の対象の見直し

R6報酬改定後	改定前
生活介護事業所と同一敷地内又は 隣接する障害者支援施設を利用す る施設入所者を除く利用者	施設入所者を除く利用者

続いて生活介護等における、送迎加算の対象の見直しについてです。 これまで施設入所者は、送迎加算の対象となりませんでしたが、令和6年度の 報酬改定により、入所者が入所している施設に併設されている生活介護等以外 の生活介護事業所等に通所する場合は、送迎加算の対象となります。 3. 通院支援に対する評価の創設

3. 通院支援に対する評価の創設についてです。

3. 通院支援に対する評価の創設

医療的ケアが必要な者等が医療機関に通院する頻度が高くなっていることを踏まえ、通院に係る支援を評価するための加算を創設する。

【通院支援加算】

17単位

入所者に対し、通院に係る支援を 実施しているものとして届け出た 指定障害者支援施設等において、 当該通院に係る支援を行ったとき に、1月に2回を限度として所定 単位数を算定する。



医療的ケアが必要な者等が医療機関に通院する頻度が高くなっていること を踏まえ、通院に係る支援を評価するための加算が創設されました。

通院支援加算は、入所者に対し、通院に係る支援を実施しているものとして、届け出た指定障碍者支援施設等において、当該通院に係る支援を行ったときに、1月に2回を限度として、所定単位数が算定されます。

【通院支援加算】留意事項

- (1) 入所者が病院又は診療所に通院する際に、当該指定障害者支援施設の職員が同行した場合に加算するものであること。
- (2) 指定障害者支援施設の昼間実施サービスの時間帯において、入所者に対して実施したものについても加算の対象とする。

通運支援加算の留意事項です。

- (1)入所者が病院又は診療所に通院する際に、当該指定障害者支援施設の職員が同行した場合に加算するものとなります。
- (2) 指定障害者支援施設の昼間実施サービスの時間帯において、入所者に対して実施したものについても加算の対象となります。